

議 第 105 号

令和 5 年 6 月 16 日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

91	熊本市認知症疾患医療 センター運営事業受託 事業者選定委員会	熊本市認知症疾患医療センター運営事業に係る 受託事業者の選定について審議する。
----	--------------------------------------	--

別表5の表に次のように加える。

17	熊本市性に関する指導 の推進委員会	熊本市性に関する指導案集を作成するため、必 要な事項を審議する。
----	----------------------	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																								
第1条 【略】 （設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。 （1）本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの （2）災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの 第3条 【略】 別表 1 市長の附属機関 <table><tr><th></th><th>附属機関名</th><th>設置目的</th></tr><tr><td>1 ～ 86</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>87</td><td>熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会</td><td>熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。</td></tr><tr><td>88</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table>		附属機関名	設置目的	1 ～ 86	【略】	【略】	87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。	88	【略】	【略】	第1条 【略】 （設置） 第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。 （1）本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの （2）災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの 第3条 【略】 別表 1 市長の附属機関 <table><tr><th></th><th>附属機関名</th><th>設置目的</th></tr><tr><td>1 ～ 86</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr><tr><td>87</td><td>熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会</td><td>熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。</td></tr><tr><td>88</td><td>【略】</td><td>【略】</td></tr></table>		附属機関名	設置目的	1 ～ 86	【略】	【略】	87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。	88	【略】	【略】	<参考>令和5年第一回定例会 【87】熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定は5年に1度しか行わないため、これまでは規則での設置と廃止をしていたが、5年に1度とはいえ定例的に必要となる附属機関であることから条例に定めることとした。
	附属機関名	設置目的																								
1 ～ 86	【略】	【略】																								
87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。																								
88	【略】	【略】																								
	附属機関名	設置目的																								
1 ～ 86	【略】	【略】																								
87	熊本市地域包括支援センター運営事業受託事業者選定委員会	熊本市地域包括支援センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。																								
88	【略】	【略】																								

～ 90		
<u>91</u>	<u>熊本市認知症疾患医療センター運営事業受託事業者選定委員会</u>	<u>熊本市認知症疾患医療センター運営事業に係る受託事業者の選定について審議する。</u>

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 16	【略】	【略】
<u>17</u>	<u>熊本市性に関する指導の推進委員会</u>	<u>熊本市性に関する指導案集を作成するため、必要な事項を審議する。</u>

～ 90		
	<u>【新設】</u>	

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 16	【略】	【略】
	<u>【新設】</u>	

【新 9 1】熊本市認知症疾患医療センター運営事業に係る受託事業者の選定は数年に 1 度しか行わないため、これまでは規則での設置と廃止をしていたが、定例的に必要となる附属機関であることから条例に定めることとした。

(担当：高齢福祉課)

【新 1 7】平成26年に作成した性に関する指導案集について、新学習指導要領や現代的課題（SNS問題等）に対応したものを作成（全面改訂）するため、必要な事項を審議する。

<作成までのスキーム>

- ・附属機関にて指導案集に反映させる内容を審議
- ・その後、ワーキンググループ（庁内のみ）にて作成（R7.3作成予定）

(担当課：健康教育課)

附 則

この条例は、公布日から施行する。